

第6節 地域課題の解決に向けたコミュニティと自治体の関係性のあり方

幸田雅治（神奈川大学法学部 教授）

1. はじめに

令和2年からのコロナ禍において、コミュニティの活動についても必要な感染防止対策を講じることが必要となり、そのことにより、身近な関係性の中で成り立っているコミュニティの活動は大きな制約を受けることとなった。

コロナ禍に対しては、基本的な感染防止対策として、第一に、密閉・密集・密接などの「3密」の回避、第二に、人と人との距離（ソーシャルディスタンス）の確保、第三に、洗いなどの手指衛生とマスクの着用が求められた。企業や行政の職場においては、在宅勤務やテレワークなどが活用されるとともに、会議や打ち合わせはzoomなどのオンライン技術によってかなりの程度代替することによって対応することが可能であったが、人と人のつながりが欠かせない「コミュニティ」という身近なつながりが重視される場においては、このような対応はコミュニティの存在そのものにも関わるとも言えるものであった。そして、コミュニティが抱える課題解決への取り組みでも、今まで以上の困難が生じたと考えられる。

コロナ禍において、自治会、町内会の総会などが書面開催となり、コミュニティ活動として重要な地域のお祭りや催し物も多くが中止に追い込まれた。地域にどのような課題があるのかを議論し、地域課題を集約する機会の多くが失われてしまったとも言える。当該コミュニティがこれまで果たしてきた役割の強弱が、コロナ禍でより一層加速されたであろうことは想像するに難くない³⁷。

コミュニティに関係する主体としては、自治会、町内会にはじまり、地域で活動するNPO団体があり、また、近年では、住民自治組織や地域運営組織なども注目されるようになってきた。これらの団体におけるコロナ禍での活動について、現時点では、十分な調査や資料がそろっていないこともあり、組織形態による差異による影響について分析することは難しい。そのため、本稿では、やや概念的な記述にとどまることになるが、地域課題の解決にむけたコミュニティと自治体の関係性のあり方について考察することとしたい。

2. コロナ禍におけるコミュニティの活動の変化の一端

コロナ禍にあって、自治会の活動が大きく制約を受けた中で、自治会として、

³⁷ 作野広和「ウィズコロナ時代の地域運営組織」『月刊ガバナンス 2021年12月号』は、危機感が強く、補完性も強い地域運営組織は、コロナ影響下であっても、むしろ活動が活発化する一方で、危機感の薄い地域運営組織や活動が停滞している地域運営組織が多数存在していると分析している。

SNS などデジタル技術を活用してつながりを維持する取組みが各地で見られた。その1事例として、まず、我孫子市のHPで紹介されている並木7丁目自治会の取組みを紹介する。

“新型コロナウイルスの影響で役員会などの会合がまったく開催できない状態が続く中、コミュニケーション手段を「集会所での会合」からLINEによる「対面不要な方法」に切り替えた。

情報のデジタル化として、「紙媒体で保管している資料をスキャナで取り込む」、「Word/Excel等で資料を新規作成する」、いずれかの方法でデジタル化したデータを「並木7丁目クラウド」（並木7丁目クラウドはG社クラウドサービスを利用したもので、個々のパソコンにデータを持つ必要がなく、利用者は手持ちのパソコンやスマホで、並木7丁目クラウド内のデータやアプリをいつでもどこでも利用することが出来る。無料サービスの枠内で利用している。）に保管し、自治会役員で情報を共有している。並木7丁目クラウド上のデータをLINEで配信し、自治会役員・関係者に伝達する。これにより自治会活動が効率化され問題解決スピードが大幅に向上した。個人情報が含まれているデータはインターネットと分離したパソコンで管理することで、万全なセキュリティ対策を行っている。

コミュニケーションのデジタル化として、コロナ禍の中で「会合が出来ない」ことに加え、皆で時間を共有することが困難であった。このままでは活動が停滞し、ごみ問題などのライフラインに支障を来すことへの懸念を感じ、東日本大震災で効果を発揮したLINEを自治会に導入した。2020年度は役員17人中13人が自治会のグループLINEに加入した。スマホを持っていない方には書面、電話、メールで情報を伝えた。”

自治会役員のうち、ご高齢の方を中心に「スマホは難しい」と思われる人もいたため、若い役員に作業をリードしてもらい、役員全体に最新情報が行き渡るようになり、コミュニケーションが円滑になり、また、効率的な自治会運営ができるようになったとのことである。（ここまで並木7丁目自治会の事例）

このようにコロナ禍に対応する場合、ICT技術の活用がもっとも効果が高いと考えられる。総務省の「地域活動におけるデジタル化」調査（令和3年8月30日公表）では、自治会独自の取組みのうち、コロナに関連するものとして、桜ヶ丘親和会（神奈川県大和市）の「LINE回覧の活用」が取り上げられている。導入経緯は、自治会役員の事務負担やコロナ禍での感染防止策が課題となる中、回覧物等の仕分けや配布作業の簡素化及び非接触性の観点から、デジタル化を検討したことがきっかけとなった。桜ヶ丘親和会では、LINE回覧を導入し、自

治会内の事務負担の減と、感染防止策の強化につながった。さらにこれによって情報伝達の速達性が向上し、双方向性も図られたとともに、回覧内容に対する理解が深まった。自治会の考える今後の課題としては、自治会内の LINE 回覧利用率は 34.7%であり、さらなる利用率の向上及び費用負担が課題と認識しているとのことである。

イベントに関しては、NPO 法人 CR ファクトリー³⁸によれば、Brillia City 横浜磯子自治会では、2021 年春に「やってみよう委員会」を新設し、役員会は完全に zoom で実施するとともに、夏祭りに代わって「オンラインカブトムシセミナー」の実施、「オンライン防災訓練」などの新しい取り組みが行われた。高齢者への対応として、zoom 接続支援会をしているとのことである。いろいろなところにオンラインでの活動をしたが、オンラインでは、まちの一体感を醸成できていないことが課題と認識し、「JICHIKAI TV」の配信(全部で 9 番組を制作)をした。一方、リアルな価値も再認識し、防犯、防災、交通安全など「ゆるぎないリアル活動」を継続している。

中央区の「町会・自治会等の活動事例紹介」³⁹によれば、銀座 1 丁目東町会では、夏の盆踊りが中止になったが、新型コロナウイルス感染症対策として、次の対策を講じて、「季節外れの盆踊り大会」を 10 月に実施し、雨天にも関わらず、123 名が参加したとのことである。

- ・ 事前申込制
- ・ 当日の受付で手指消毒、氏名等記入、マスク着用の徹底、受付済の方にペンダント配布
- ・ 踊りの輪に一定間隔の目印を付ける
- ・ 飲食物の提供をしない
- ・ YouTube によりオンライン配信 (事前案内済)

以上、4つの事例を取り上げたが、これらの事例は、コミュニティの重要性についての認識が根付いていて、コロナ禍においてもコミュニティ活動を維持しなければならないという意識をしっかりと持っている自治会の事例であると言える。それを前提にした上で、これらの事例から、コロナ禍によってコミュニティ活動がどう変化したかについて分かることとしては、第一に、ICT 技術の活用により自治会の活動を維持しようとしたこと、第二に、コミュニティにおける合意形成手続きが変化したり、活動もオンラインの活用で変化した中でも、リアルの必要性や価値が再認識されていたということが言えるのではないかと思う。

³⁸ <https://www.youtube.com/watch?v=FyAOMdwihtA&t=1569s>

³⁹ https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/komyunitei/with_covid19.files/zoom_example_2.pdf

3. コロナ禍におけるコミュニティ活動に対する自治体の支援

コロナ禍において、コミュニティ活動に対する自治体の支援事例として、先に触れた総務省の「地域活動におけるデジタル化」調査では、南藤井寺地区連合自治会に対する大阪府藤井寺市が「自治会長向けオンラインツール勉強会」が取り上げられている。これは、スマホアプリの LINE や web 会議サービスの zoom の使用を体験するセミナーを自治体が開催しているもので、自治会長を対象にオンラインツールを活用するためのセミナーを実施し、それをきっかけに、自治会長同士でオンライン会議を行うようになったというものである。藤井寺市は、今後の課題として、コロナ禍での地域コミュニティ活性化や若年層の自治会加入促進に向け、ICT の利活用を進めていきたいとするとともに、一方で、自治会会員のシステム環境の差や自治会内でのルール作りが課題と認識している。

この事例に見られるように、自治体が支援する場合も、ICT の活用が大きな柱の 1 つとなっている。この事例のような勉強会などの開催に加え、自治会・町内会等が開催する会議について、感染防止の観点から、リアルでの開催に代えて、書面表決の進め方について情報提供などが行われている。例えば、西東京市では、以下のように、書面による表決の手順の一例を示すとともに、書面表決のサンプルを示している。

1. 書面による表決の旨を明示した「会議のお知らせ」及び「議案書」「書面表決書」を全会員に配付する。
2. 会員から「書面表決書」の提出を受ける。
3. 提出された「書面表決書」を集計する。
4. 議決結果を書面として会員に配付し、報告する。

これらの事例から分かるように、コロナ禍は、感染防止が優先されるため、コミュニティにおけるリアルな活動を活発化する方向での自治体の支援は難しい面があったかと思われるが、コミュニティ活動が停滞しないように IGT の活用などを支援するなどの取組みが見られたところである。

4. コミュニティと自治体の関係性に関する類型化

コミュニティと自治体の関係について、大杉覚は、「互助・共助と担う地域コミュニティと公助を担う自治体とが、「社会の隙間」も「制度の狭間」とも、それぞれの地域の実情に応じた形で適切にカバーするにはどのような連携のあり方がのぞましいのか、切れ目のない関係性の構築に注力しなければならない。」と述べている⁴⁰。まさに、コミュニティと自治体の関係においては、「切れ目の

⁴⁰ 大杉覚「ウィズコロナ時代の地域コミュニティと自治体」『月刊ガバナンス 2021 年 12 月号』所収

ない関係性」こそがキーワードであり、そのためには、どのような取組みが必要となるのかを考察することが重要である。大杉は、自治体が目指すプラットフォーム形成の戦略を4つに分類し、それぞれの戦略ごとに主要な政策ツールを提示している。大変示唆に富むものである。筆者は、これに刺激を受けて、コミュニティで活動する組織の特質に着目しつつ、「コミュニティと自治体の関係性」における重要と考えられる視点を考えてみることにした。

コミュニティで活動する組織としては、まず、従来からある自治会、町内会を挙げることができる。先に、自治会、町内会が、コロナ禍にあって、何とかコミュニティの役割を維持するために奮闘する事例に触れたが、コロナ禍が、役員の成り手不足や高齢化、加入率の低下など、以前から抱える問題を解決するきっかけになるかどうか問われていると言える。しかし、行政への協力業務を今後どう考えるか、世帯単位での加入という制約の中で若者や女性の参加をどのように進めるのかなど、解決の道筋が見えない課題も多く存在するところである。

一方、近年では、地域運営組織や地域自治組織が注目されるようになってきた。両者は混同されることも多い概念であるが、ここでは、平成29年7月にまとめられた総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会報告書」における定義を紹介しておきたい。この報告書では、「地域運営組織」については、主として私的組織であり、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織、具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出した活動を行っている組織」⁴¹を「地域運営組織」とする。

一方、「地域自治組織」は、地方制度調査会等で議論されてきたものは、主として公法人（又はその一組織）が想定されてきたとし、「地域自治組織」はこの意味、すなわち、地域の公共空間を担う公法人（又はその一組織）の意味で用いるとされている。

以上からは、おおまかには、地域運営組織は私的組織であり、地域自治組織は公的組織という区分がされている。前章の事例で取り上げられている鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会は、地域運営組織である。私的組織であるので、組織形態は様々であり得るだろう。現に、鶴ヶ島の協議会はNPO法人であるが、法人形態をとっていないものもあるだろうし、社団法人もあり得るだろう。

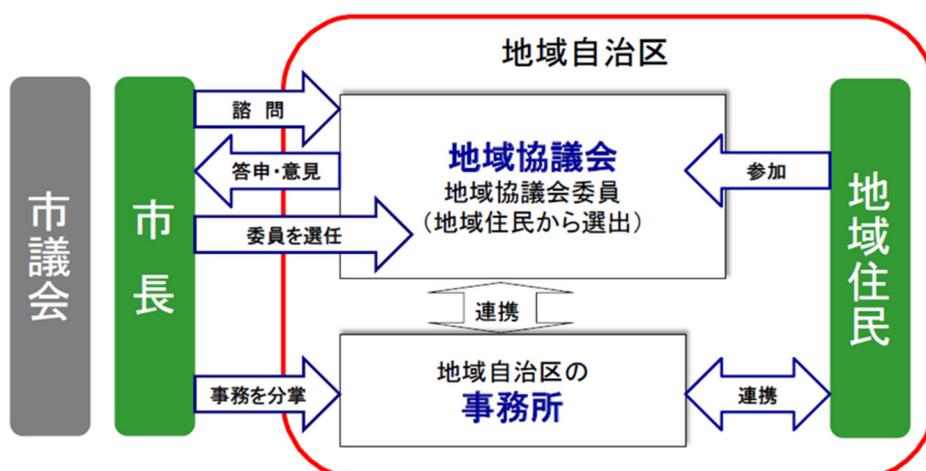
これに対して、地域自治組織は、典型的なものとしては、地方自治法に基づく地域自治区におかれる地域協議会がある。同法第202条の4及び第202条の5によれば、「地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、地域自治区を設け」、併せて、地域自治区には地域協議会が置かれ、市町村長は、「地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が

⁴¹ 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成28年3月）

適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定されている。つまり、地域協議会は、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため設置する自治・行政組織と言える。

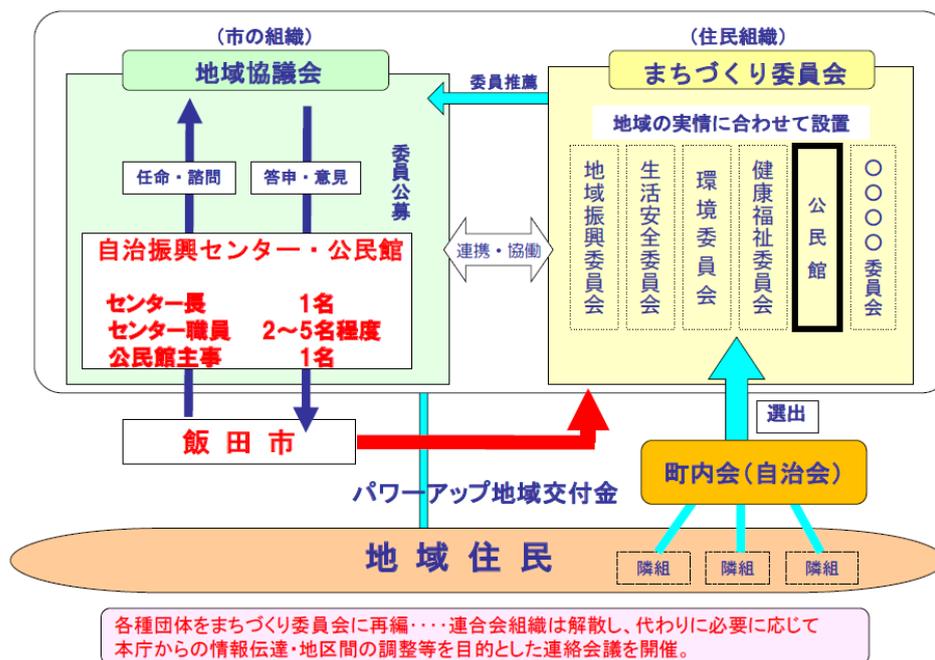
この地域協議会が本来の意味で機能している先進自治体の代表的な事例が上越市と飯田市である。上越市の地域協議会は、図1の通り、地域協議会委員は住民の選挙によって選出されているが、これは、全国の自治体で上越市のみである。他の自治体での地域協議会委員はすべて、住民による選挙を経ずに首長による選任となっている。このように、上越市の地域協議会は、民主的正統性を有した存在となっているため、協議会から出される意見や要望等に対して、市役所は真摯に受け止めて対応している。また、議会が地域協議会との意見交換を行うことや議会での議論の中で地域協議会を積極的に取り上げている。

図1 上越市における地域協議会



次に、飯田市の地域協議会は、図2の通り、地域協議会の委員は、住民組織である「まちづくり委員会」からの推薦によることとなっている。まちづくり委員会は、飯田市自治基本条例第15条で「自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織)」として、条例上の位置づけがされている。自治基本条例は、首長提案ではなく、議員提案によるものである。その提案にあたって、議長の下に、住民(公募委員8名)、議員(8名)、行政職員(4名)、学識経験者(4名)が参加する「わがまちの“憲法”をつくる市民会議」を設置し検討が重ねられた(2011年5月設置)。そういった経緯もあり、飯田市議会は、住民と歩む議会を目指しており、積極的に、まちづくり委員会の活動をサポートしている。

図2 飯田市におけるまちづくり委員会と地域協議会



上越市と飯田市の2市はともに、自治体内分権の先進市であるとともに、議会改革の先進市である。地域協議会が、地域課題の表出機能とともに、市役所とともに当該課題を解決する機能を有している数少ない事例と言える。他の自治体においても、地域自治区が設置され、それに伴い、地域協議会が設置されている事例はある。地方自治法の規定では、地域協議会は、首長からの諮問機能、首長への意見具申機能を有しているが、これらの機能が形式化、形骸化しているところも多い。

行政側が、住民側の意見をしっかりと受け止め、応答性を果たすことが住民自治の実質化には欠かせないと言える。形骸化、形式化しないようにするには、地域に影響を及ぼす事柄については諮問を義務付けるとともに、諮問に対する答申についての応答を義務付けること、意見具申に対する自治体の応答義務とともに議会での審議を行うことなどが重要と考える。しかし、自治体への義務付けを明確に条例上明記している自治体はない。

先に触れた総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会報告書」では、地域自治組織について、次のように記述されている。

“その性質上、フリーライドが可能であると考えられるサービス提供について、受益者に費用負担を求める観点から地域自治組織を検討する場合には、公共組合として法的に構成し、一定の範囲の者を構成員とする当然加入制の団体とすることが考えられる。”

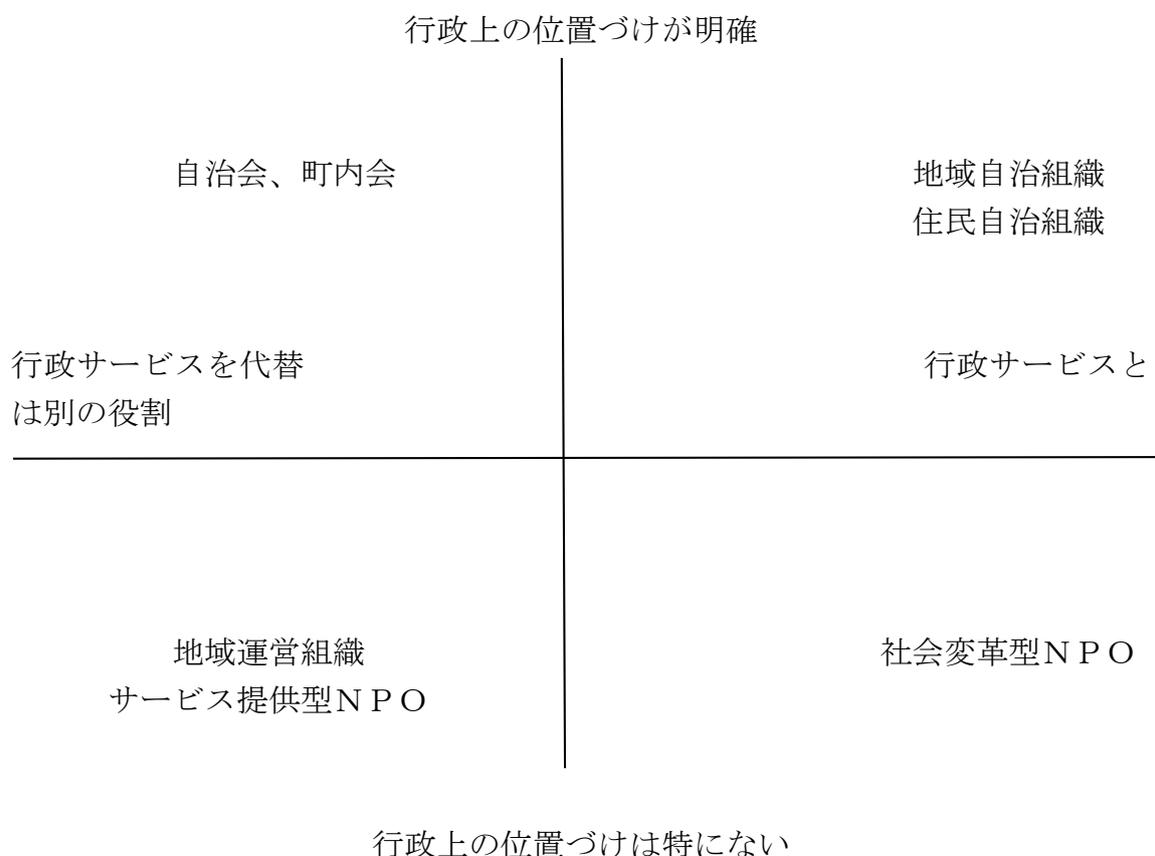
“地域自治組織を公共組合として法的に構成する場合、……従来の公共組合

のように、あらかじめ事務、構成員、賦課金を法律で一つに特定することは困難である。また、構成員に受益が存在しても従来の公共組合のように個々の構成員単位で受益が明確ではないことを考慮する必要がある。このため、従来の公共組合の制度設計を基本形としつつも、・・・法律・条例による枠組みを設定し、また、構成員の権利保障を充実させることが考えられる。”

上記から分かるように、総務省報告書では、地域自治組織を「公共空間を担う事業組織としての役割」に焦点を当てて捉えている。しかし、この捉え方には問題がある。本来、地域自治組織は、地域住民の「自治機能」を発揮すべき場として捉えることが重要である。このように捉えれば、地域自治組織は、「地域課題の表出機能」とそれに対する実質的な意味での「地域課題の解決に向けた取組」にこそ焦点を当てなければならない。そして、「地域課題の解決に向けた取組」によって地域課題が解決へと向かうためには、地域自治組織に対する「自治体の応答性」が十分に確保されることが必要不可欠である。つまり、地域自治組織の検討に当たっては、地域課題の表出と地域課題の解決に向けた「住民の合意形成の仕組み」などに焦点を当てることが必要不可欠である。

以上、触れたように、コミュニティで活動する組織は様々に存在するところであるが、これらの団体を自治体との関係性から類型化してみた。「行政上の位置づけ」の軸と「行政サービスの代替性」の2つの軸でプロットして見ると、図3のようになる。地域の課題解決には、社会変革型NPOの役割も期待されるが、そもそも日本では社会変革型NPO自体が極めて脆弱であるので、ここでは、それ以外の「自治会、町内会」、「地域運営組織」、「地域自治組織」の位置づけを見てみる。

図3 コミュニティで活動する組織の類型



地域課題を見つけ出し、その解決に取り組むという点では、どの組織も該当するところであるが、地域課題に対応して、行政サービスを代替することによって地域課題を解決する自治会や町内会、そして、「地域運営組織」や「サービス提供型NPO」と、地域課題に対応して、行政に対して課題解決を要請し、それに応じて行政が課題解決に取り組むように働きかける「地域自治組織」及び「住民自治組織」という違いが見えるのではないかと思う。地域自治組織や住民自治組織は、地域の「自治の拠点」として、行政から自立性を持った存在として、住民とともに地域課題の発見力を培い、それを集約し、地域課題を行政へとつなぎ、行政へ解決を求める団体として位置付けられなければならない。いわば、住民が行政に自ら「地域課題を発信する」ことによって、地域を変えることに繋がる存在として捉えるべきものである。この観点から、地域自治組織や住民自治組織の重要性について再認識する必要がある。

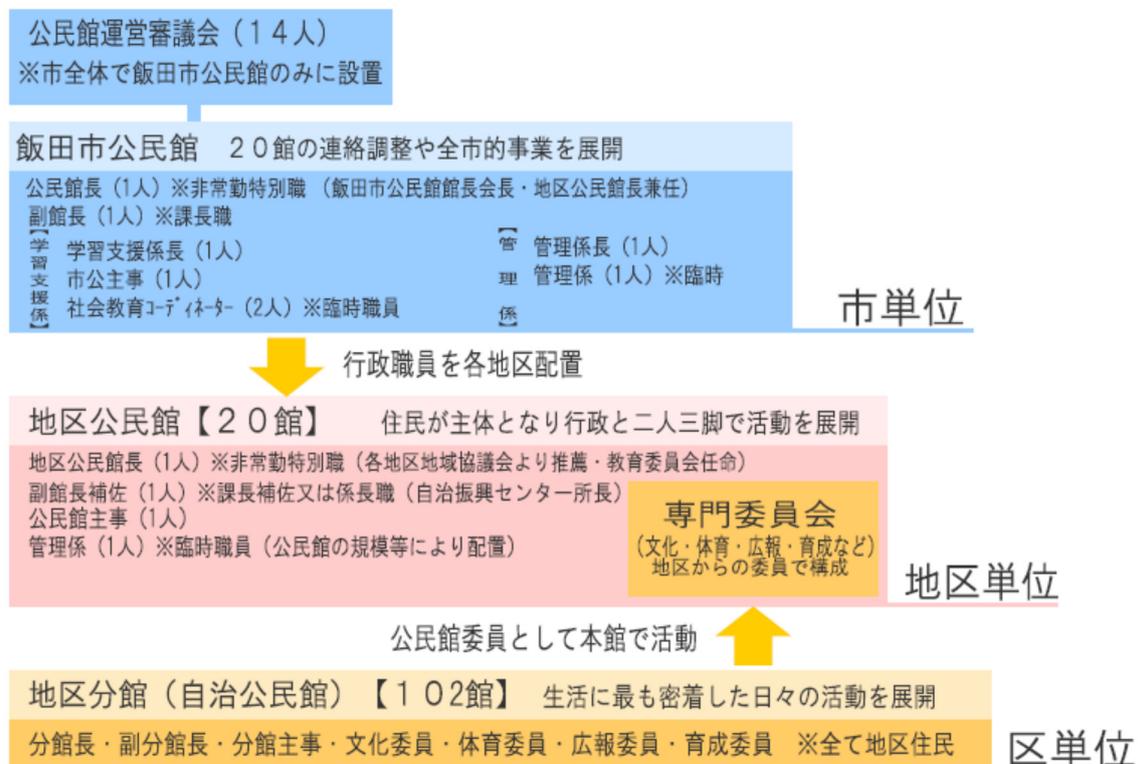
なお、コミュニティで活動する組織を類型化する場合に、上記のような軸以外に、「ミッションオリエンティドか地域課題の総合対応型か」、「活動が活発か停滞しているか」、「行政との日常的な距離の近さ、遠さ」なども考えられるところであるが、図3は、行政との関係性を地域課題の解決への取組みという視点から

見たものである。

さて、湯浅誠「ウィズコロナ時代のこども食堂と地域コミュニティ」⁴²という論稿に接した。こども食堂は、2010年代に一貫して増え続け、現在は全国に5,000箇所、その約8割は参加者に条件をつけないオープン型で「地域のみんな」のために運営されていて、子ども・保護者・高齢者が知り合い、関わり合い、交流する地域の交流拠点として機能しているという。湯浅は、子ども食堂が「食べられない子どもが行くところ」と思っていると、その現実が見えないと言う。筆者自身、認識不足を反省するとともに、地域住民が集まる「場」の重要性を再認識させられた。

ここで、飯田市の公民館について触れたい。飯田市の公民館は、大変活動が活発で、昔から、治水の問題、観光の問題など地域の重要な課題について大論陣を張ることで有名であった。飯田市によれば、公民館は、「地域に暮らす住民が、暮らしの課題や、地域における課題を皆で、知恵と、労力と、資金を出し合って住民主体で解決していく自治の力を学びを通じて高め合う、「住民自治の学校」である。」と説明されている。図4は、飯田市の公民館の組織体制であるが、充実した組織体制であるとともに重層的構造となっていることが分かるかと思う。

図4 飯田市の公民館の概要



⁴² 『月刊ガバナンス』2021年12月号所収

平成 19 年から、飯田市公民館に地域自治組織制度が導入され、各地区には地域自治区として「地域協議会」が設置され、これに伴い、公民館は、各地区で自治会との両輪的關係を重視し、まちづくり委員会を構成する組織となった。但し、教育委員会が設置する社会教育機関としての位置づけも有し、2つの側面を持つ存在となった。このように、公民館の位置づけがまちづくり委員会の中の1委員会に変わることについて、当時、市と住民の間で大きな論争になったが、市は、住民へ「地域社会を構成する核として公民館は引き続き位置付けられる」と説明し、住民の理解を得たようである。

その後の変化に関して、飯田市川路地区まちづくり委員会会長の今村正大氏にヒアリングしたところ、「公民館活動に昔ほどの覇気がなくなっているのではないか。地域課題をしっかりと捉えて地域をどうしようというところまでいっていないのではないか。」と話されていた⁴³。図5は、地域自治組織導入前後における飯田市公民館条例及び施行規則等による変化を見たものである。委員報酬の有無や館長報酬の大幅な減額に加え、公民館運営審議会が飯田市公民館(本館)のみになったことなど、条例等による位置づけが相当大きく変化しており、公民館活動の弱体化につながるおそれはないのか、心配される。

飯田市の地区公民館には、図4にあるように、専任の公民館主事が1名ずつ配置されている。飯田市は、若手職員を公民館主事として地区公民館に配属し、地域住民の中に飛び込み、地域住民と一緒に悩み、喜怒哀楽を分かち合いながら、支援者として、共に事業を創り出す体験を通して、市民との協働関係を築き実践できる力の獲得を期待している。以前から、公民館主事は地域住民からの信頼も厚かった。しかし、平成19年の地域自治組織導入後、地域住民とともに「がつつりと」(思い切り)取り組む姿勢が徐々に弱くなり、市役所の方を向くようになっていないか心配する声もかなり聞かれた⁴⁴。

飯田市の公民館は、昭和22年に発足して以来、地域づくりに大きな役割を果たしてきた⁴⁵。飯田市は、大正デモクラシー以来、自由思想と自治の意識が醸成された土地柄で、公民館活動において長い歴史と伝統を有する全国的にも著名な存在である。今後、飯田市の公民館が、地域の担い手の育成の中核として、その機能が強化される方向に進むとともに、地域課題を住民とともに考える存在としてさらに発展することを期待したい。

⁴³ 筆者は、今村氏に、2021年14日及び2022年1月20日に電話で、まちづくり委員会の活動をお聞きする中で、公民館活動の変化についての感想もお聞きした。

⁴⁴ 2021年10月から2022年1月にかけて、公民館に関わった経験のある飯田市役所職員や現役の公民館関係者などにヒアリングを行った。

⁴⁵ 飯田市の公民館の歴史については、木下陸奥「地域公民館 自治への憧憬」南信州出版局、2012年3月が詳しい。

図5 新たな地域自治組織導入前後における公民館の変化

	地域自治組織導入前	地域自治組織導入後
公民館の委員会 (公民館条例施行規則)	文化・体育・広報の3つの委員会を置く	専門委員会を置く
公民館の委員(施行規則)	公民館長が推薦、教育委員会が委嘱	公民館長が委嘱
委員報酬	あり	無し(地区対応)
公民館長(施行規則)	公民館運営審議会が推薦	地域協議会が推薦
館長報酬(施行規則)	月額 129,800 円	月額 25,000 円 (現在 40,000 円)
公民館運営審議会 (公民館条例)	全公民館に配置 定員 10 人	飯田市公民館に配置 定員 20 人

5. コロナ禍を教訓としたコミュニティに対する自治体の向き合い方

これまで触れてきたように、コロナ禍にあって、自治体は感染防止対策に必死になって取り組んできたこともあり、コミュニティに対する支援は、ICTの活用などの手段など限られたものにとどまっていたのが実情であった。これは、未曾有のパンデミックの中では、やむを得ないものであったと言える。

コロナ禍においては、人々が健康に生活できる環境のあり方が問われた。ドイツは、都市の中の公園面積は大変広く、また、都市のすぐ近くに森があることで有名な国である。コロナ禍において、学校・幼稚園が閉鎖したときに力を発揮したのが、公園の多さであった。また、その後、公園までが閉鎖されたときには、家族連れ、単身でのジョギング・散歩のために人々は森に向かった。ドイツでは、森にアクセスする途中に遊歩道や緑地帯、公園などが充実しているところも多いとのことである⁴⁶。

日本は、都市計画がしっかりと根付いている欧米と異なり、都市計画が弱いと言われている。密になることの多い都市において、人々の生活の質や健康を維持する上で重要な余暇空間や遊歩道などを適切に配置するという発想が日本ではこれまで弱かった。現在、国交省が推進している Park-PFI などはその際たるものだろう。自治体で Park-PFI に取り組もうとしてパブコメをしたところ、多くの住民から憩いの場をなくさないでほしいとの意見が出されたにも関わらず、押し進めている自治体もある。

コロナ禍の中で、テレワークや在宅勤務により、多くの人が自宅近くで過ごす時間が増え、住まいの身近な環境や地域の自然資源の重要性が認識されるよう

⁴⁶ ‘厳しい外出制限のドイツで際立つ「森」の存在’ (高松平蔵 (ドイツ在住ジャーナリスト) 2020/4/30) <https://toyokeizai.net/articles/-/346481?page=2>

になった。しかし、日本では、屋外の自然環境が身近に十分あるところは少ない。このことによって、屋外に出ずに自宅に長くいることで健康にも影響がでいるとの分析もある。緑とオープンスペースは、都市部においては、良好な居住環境や交流空間を創出し、新たな価値を創造する可能性を持つ場であり、また、地方においても、憩いの場としての価値が高まっている。

コロナ禍を契機にして、今後は、日本においても、欧米と同様に、「生活の質を高める公共空間」が必要であるという共通認識を持つべきではないだろうか。

コミュニティを考える場合、自治体は、コミュニティが果たす機能にのみ重点をおくのではなく、コミュニティが人々の生活の基盤であること、そして、地域課題を一番把握している存在であることに、もっと目を向ける必要があると思う。機能のみに着目すると、コミュニティの活動にばかり眼が行ってしまうが、生活の基盤であること、そして、住民が一番、地域課題に向き合っており、地域で何が求められており、何が問題なのかを一番分かっていることを念頭に置き、住民の思いをしっかりと受け止めることが重要である。今後は、自治体は、人々の生活の基盤であるコミュニティをいかに住みよい空間にするかを軸に据えて、様々な政策を考え直すことが必要である。そのためには、自治体は、自治会、町内会にしる、地域運営組織にしる、地域自治組織にしる、コミュニティの果たす役割は何かにのみ焦点を当てて、コミュニティを便利使いするのではなく、住みよい生活空間はどういうものであるべきかについて、住民の視線に基づき様々な課題を把握するよう努め、住民の思いに応える支援措置を講じることに積極的に取り組むことが必要となる。

6. おわりに

本稿では、コロナ禍における自治会、町内会の対応や自治体のコミュニティへの向き合い方について紹介するとともに、飯田市の公民館の事例を取り上げた。特に、飯田市の公民館の事例は、地域課題の表出と解決に向けた取組みを実効性あるものにする上で、コミュニティ側の取組み、自治体側の取組み、そして、コミュニティと自治体を結ぶ自治体職員の「地域に寄り添う」媒介役やそうした職員を育てることの重要性に気付かされた。近年、地域と行政をつなぐ媒介役として、自治会及び町内会に自治体職員を地域担当職員として配置する制度⁴⁷や住民と行政による協働のまちづくりを推進するため、各集落にその集落を担当する自治体職員を配置する制度⁴⁸などが全国的に広がりつつある。これらの職員が自

⁴⁷ 1例として、「守谷市地域担当職員制度実施要綱」

https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki_honbun/e084RG00001175.html

⁴⁸ 1例として、「南会津町集落担当職員配置制度実施要綱」

https://www1.g-reiki.net/minamiaizu/reiki_honbun/r298RG00000902.html

治体の方を向くのではなく、地域住民に寄り添って地域課題解決のために住民とともに行政に向き合う存在となることが重要であろう。

今後、コミュニティ自身が、より一層発信力を高めることが重要となるとともに、自治体のコミュニティへの向き合い方も問われてくることになると言えよう。